

「港湾請負工事積算基準(令和元年10月)」及び
「漁港漁場関係工事積算基準(令和元年10月)」の改定について

令和2年 7月 1日

港湾・漁港工事の積算に用いる「港湾請負工事積算基準(令和元年10月)」及び「漁港漁場関係工事積算基準(令和元年10月)」について、下記のとおり一部改定することとしましたのでお知らせします。

記

1 改定内容について

「令和元年度港湾請負工事積算基準(令和元年10月)」

「令和元年度漁港漁場関係工事積算基準(令和元年10月)」

(1)「第1部 第2章 2節 3. 現場管理費」の一部

※改定箇所は、別添対比表の赤枠内をご覧ください。

2 対象となる工事

港湾・漁港工事のうち、単価適用年月日が令和2年7月1日以降のものに適用します。

3 港湾請負工事積算基準及び漁港漁場関係工事積算基準の閲覧について

港湾課、漁村振興課漁港漁場整備室、各港湾事務所及び串間土木事務所において、閲覧が可能となっております。

4 問い合わせ先

宮崎県県土整備部

港湾課港湾担当

TEL 0985-26-7190

宮崎県農政水産部

漁村振興課漁港漁場整備室漁港担当

TEL 0985-32-4478

令和元年度 漁港漁場関係工事積算基準 港湾請負工事積算基準 対比表

掲載頁	現行(旧)	改定(新)	コメント																																																																																								
第2章 工事費の積算 2節 間接工事費 P2-2-10	<p>表-③ 現場管理費率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額</th> <th>700万円以下</th> <th colspan="2">700万円を超え20億円以下</th> <th>20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">適用区分等 下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>工種区分</th> <th>a</th> <th>b</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>港湾</td> <td>浚渫工事</td> <td><u>23.80%</u></td> <td><u>98.9</u></td> <td><u>-0.0909</u></td> <td><u>14.12%</u></td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td>構造物工事</td> <td><u>24.25%</u></td> <td><u>46.5</u></td> <td>-0.0413</td> <td><u>19.20%</u></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額</th> <th>700万円以下</th> <th colspan="2">700万円を超え10億円以下</th> <th>10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">適用区分等 下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>工種区分</th> <th>a</th> <th>b</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>海岸工事</td> <td><u>27.72%</u></td> <td><u>113.6</u></td> <td>-0.0895</td> <td><u>17.78%</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>現場管理費率の算定式</p> $J_o = a \cdot N_o^b \quad (\text{小数3位四捨五入})$ <p>ただし、</p> <ul style="list-style-type: none"> J_o : 現場管理費率 (%) N_o : 純工事費 (円) a, b : 定数値 	対象額	700万円以下	700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	適用区分等 下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする	工種区分	a	b		港湾	浚渫工事	<u>23.80%</u>	<u>98.9</u>	<u>-0.0909</u>	<u>14.12%</u>	工事	構造物工事	<u>24.25%</u>	<u>46.5</u>	-0.0413	<u>19.20%</u>	対象額	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	適用区分等 下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする	工種区分	a	b			海岸工事	<u>27.72%</u>	<u>113.6</u>	-0.0895	<u>17.78%</u>	<p>表-③ 現場管理費率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額</th> <th>700万円以下</th> <th colspan="2">700万円を超え20億円以下</th> <th>20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">適用区分等 下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>工種区分</th> <th>a</th> <th>b</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>港湾</td> <td>浚渫工事</td> <td><u>23.71%</u></td> <td><u>99.2</u></td> <td><u>-0.0908</u></td> <td><u>14.19%</u></td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td>構造物工事</td> <td><u>24.36%</u></td> <td><u>46.7</u></td> <td>-0.0413</td> <td><u>19.28%</u></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額</th> <th>700万円以下</th> <th colspan="2">700万円を超え10億円以下</th> <th>10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">適用区分等 下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>工種区分</th> <th>a</th> <th>b</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>海岸工事</td> <td><u>27.79%</u></td> <td><u>113.9</u></td> <td>-0.0895</td> <td><u>17.82%</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>現場管理費率の算定式</p> $J_o = a \cdot N_o^b \quad (\text{小数3位四捨五入})$ <p>ただし、</p> <ul style="list-style-type: none"> J_o : 現場管理費率 (%) N_o : 純工事費 (円) a, b : 定数値 	対象額	700万円以下	700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	適用区分等 下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする	工種区分	a	b		港湾	浚渫工事	<u>23.71%</u>	<u>99.2</u>	<u>-0.0908</u>	<u>14.19%</u>	工事	構造物工事	<u>24.36%</u>	<u>46.7</u>	-0.0413	<u>19.28%</u>	対象額	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	適用区分等 下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする	工種区分	a	b			海岸工事	<u>27.79%</u>	<u>113.9</u>	-0.0895	<u>17.82%</u>	土木基準との横並びをはかり改定
	対象額		700万円以下	700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																																																					
適用区分等 下記の率とする		算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする																																																																																							
	工種区分	a	b																																																																																								
港湾	浚渫工事	<u>23.80%</u>	<u>98.9</u>	<u>-0.0909</u>	<u>14.12%</u>																																																																																						
工事	構造物工事	<u>24.25%</u>	<u>46.5</u>	-0.0413	<u>19.20%</u>																																																																																						
対象額	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																																																							
	適用区分等 下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする																																																																																							
工種区分		a	b																																																																																								
	海岸工事	<u>27.72%</u>	<u>113.6</u>	-0.0895	<u>17.78%</u>																																																																																						
対象額	700万円以下	700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																																																							
	適用区分等 下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする																																																																																							
工種区分		a	b																																																																																								
港湾	浚渫工事	<u>23.71%</u>	<u>99.2</u>	<u>-0.0908</u>	<u>14.19%</u>																																																																																						
工事	構造物工事	<u>24.36%</u>	<u>46.7</u>	-0.0413	<u>19.28%</u>																																																																																						
対象額	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																																																							
	適用区分等 下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする																																																																																							
工種区分		a	b																																																																																								
	海岸工事	<u>27.79%</u>	<u>113.9</u>	-0.0895	<u>17.82%</u>																																																																																						